明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○災害対策基本法の規定に基づき設置した平成二十六年（二千十四年）八月豪雨非常災害対策本部を廃止した件（内閣府四）　一

告示

○内閣府告示第四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき設置した平成二十六年（二千十四年）八月豪雨非常災害対策本部は、平成二十七年一月九日をもって廃止したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三